

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には利潤性がある。

そのうえで、広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも、本件事故による被侵害法益は、人格発達権や平穏生活権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく、このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。そのために、生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきである。

本件はこうした観点から提起された避難者訴訟のうち、原告団グループとしては、3番目の集団の提訴事件である。

(2) 損害賠償請求の内容

本件では、現在、請求内容はふるさと喪失慰謝料について提訴している。

ふるさとを喪失したことに対する慰謝料とは、かつての自宅、また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する精神的被害に対する慰謝料であり、一人につき、金2000万円を賠償を、そしてその弁護士費用として200万円を加え合計2200万円を請求する。

第2 第3回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第3回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

避難者訴訟の原告団はこれまで、現在第1次提訴から第6次提訴までの原告団によって構成されてきました。このうち、第1次、第2次提訴原告までを第1陣、第3次提訴原告団以降を第2陣と位置づけることとしています。

第3陣は、第7次提訴分と第8次提訴分の原告団です。

また、本日審理されるのは、第7次提訴分についてのみであり、第8次提訴分の第1回は別途行われます。

今回の第3回口頭弁論は、これまで述べてきた原告側の言い分をより掘り下げて展開する機会です。今回は、「責任論」、つまり、今回の事故と原告のみなさんの受けた被害が、天災によるものではなく、被告東電がやるべきことをやっていなかったことが原因であるということを展開する議論を陳述します。

また、第8次分は、今回、第1回期日を行うことになりました。この第8